



# ごみの分別・減量にご協力を

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(23)2114

私たちが出すごみは、処理するのにたくさんのお金がかかります。ごみを出す前に、ごみの分別・減量のためにできることをもう一度考えてみませんか。

## 令和2年度のごみ総量

ごみは、菊陽町、菊池市、合志市、大津町で構成する菊池環境保全組合で処理をしています。

令和2年度実績は、ごみの総量は組合全体で42,444ト(前年度対比6.2%増)、そのうち菊陽町

は12,103ト(前年度対比0.5%減)でした。

菊池環境保全組合は、新しいごみ焼却施設「菊池環境工場 クリーンの森合志」を建設し、2月から可燃ごみを受け入れています。施設をより長く使うために、燃やすごみの減量や分別の徹底にご協力ください。

## ごみの出し方が変わっています

4月から分別方法が一部変更となっています。詳しくは「ごみの分け方・出し方」「ごみカレンダー」を確認して出してください。

### 令和3年度からの主な変更点

- ①資源B(小型金物・廃家電)→不燃物
- ②資源I(白色トレイ・発泡スチロール)→資源Jと一緒にになりました。
- ③資源J(プラスチック類)→ (容器包装プラスチック)が付いているものだけが対象です。 のないプラスチック類は燃やすごみです。
- ④特定品目の種類が増えていますので、スプレー缶などは下の絵のように出してください。

### スプレー缶など(特定品目)の出し方



上記の物は特定品目です。不燃物の回収日に品目ごとに別々の透明な袋に入れて不燃物の袋とは別に出してください。

## 菊陽町の令和2年度家庭ごみの実績(8,597ト) (分別に使用のごみ袋の色、粗大ごみはシールの色を着色しています)

<b>燃やすごみ(粗大除く)</b>  家庭ごみ 7,259ト (169 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 1.0%増	<b>資源物A B</b>  家庭ごみ 433ト (10.1 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 19.4%増	<b>資源物C D</b>  家庭ごみ 83ト (1.9 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 10.0%増	<b>資源物E F G</b>  家庭ごみ 102ト (2.4 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 42.5%増	<b>資源物H</b>  家庭ごみ 87ト (2.0 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 19.2%増
<b>資源物I</b>  家庭ごみ 4ト (0.1 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 28.1%増	<b>資源物J</b>  家庭ごみ 223ト (5.2 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 11.7%増	<b>不燃・埋め立て</b>  家庭ごみ 188ト (4.4 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 20.1%増	<b>粗大ごみ(可燃・不燃)</b>  家庭ごみ 214ト (5.0 <sup>キロ</sup> ト/1人1年当たり) ※前年度対比 32.5%増	<b>乾電池</b>  家庭ごみ 2ト  <b>蛍光管</b>  家庭ごみ 2ト

※ごみは午前8時30分までに出示し、粗大ごみにはシールをはる必要があります。

## リサイクル推進事業対象品目と単価

種類	金額	
古紙類	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック、その他の紙	10円/キロ
布類	古着、毛布など	10円/キロ
缶類	アルミ缶、スチール缶	10円/キロ
びん類	ビールびん、一升びん	ビールびん 8円/本 一升びん 10円/本
	ペットボトル	20円/キロ

リサイクル推進事業の実績  
令和2年度は、子供会、自治会など61団体が集団回収(リサイクル)に取り組みました。回収量は326トで、リサイクル推進事業奨励金360万円を交付しました。リサイクル活動を年度内に4回以上行うと、総重量に対する加算金(2円/キロ)があります。ごみ処理にかかる費用の削減のため、家庭ごみの減量や地域のリサイクル活動にご協力をお願いします。

## ごみを減らすためにできること

水切りで、ごみも臭いもすっきり

菊池環境保全組合の調査では、燃やすごみのうち約40%は水分であるとの結果が出ています。ごみを減らすために生ごみを出す前に十分な水切りをしましょう。ごみ袋の口は、しっかりと結びましょう。生ごみをたい肥に利用してエコ生活

生ごみ処理のたい肥化にご協力ください。

ごみを分ければ資源に  
スーパーなどの店舗で回収している資源物は、できるだけ店舗回収に協力しましょう。資源物を地域の集団回収に

「空かん・空びん」「紙類」「布類」「牛乳パック」「ペットボトル」などの資源物はできる限り地域の集団回収に出すなどリサイクルを心がけましょう。



## ごみの減量のために、生ごみ処理機を設置しませんか？ 次のとおり購入費の一部を補助していますので、ぜひご利用ください。

### 電動式生ごみ処理機設置事業補助金

- 補助金額  
購入代金(消費税込み)の2分の1  
限度額3万円(100円未満切捨て)
- 対象要件  
・1世帯当たり1台 耐用年数は5年以上(購入後5年を経過し、買い替えた場合も対象です)  
・町内に居住している一般家庭のみ
- 申請方法  
購入後、6カ月以内に環境生活課で申請する。
- 必要なもの  
・補助金申請書(申請者は購入者)  
・領収書(写し) ・保証書(写し)  
・構造・機能が確認できるもの(取扱説明書など)  
・印かん(認印可)  
・申請者名義の口座が確認できるもの



### 生ごみ処理容器設置事業補助金

- 補助金額  
購入代金(消費税込み)の2分の1  
1基につき限度額5,000円(100円未満切捨て)
- 対象要件  
・1世帯当たり2基 耐用年数は5年以上(購入後5年を経過し、買い換えた場合も対象です)  
・町内に居住している一般家庭のみ
- 申請方法  
指定店(ハンズマン菊陽店)に印鑑(認め印可)を持参し、申請してください。
- 申請受付時間  
平日 午前8時30分~午後5時15分

## しない・させない不法投棄

ごみ収集場所や道路、山林、空き地などへの家電製品やタイヤなどの不法投棄が後を絶ちません。景観を損ねるだけでなく、悪臭や水質・土壌の汚染に発展する危険性もあります。また、タバコやペットボトルなどのポイ捨ても不法投棄となります。ポイ捨ては絶対にやめてください。

- 不法投棄を防ぐためには  
柵・看板の設置や雑草・雑木の刈り取りを行い、美しい景観を保ちましょう。美しい景観を保つためには土地の管理者や自治会などの協力が必要です。地域の皆様のご協力をお願いします。また、看板は町でもお渡しします。
- 不法投棄をなくすためには  
マナーやルールを守り、ポイ捨てや不法投棄を絶対にしない、させないことが重要です。  
※廃棄物の不法投棄は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます。(法人の場合は3億円以下の罰金)

## 所有地の雑草などは刈り取りましょう

町では、「菊陽町あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」により、生活環境の保全と安全安心のまちづくりを進めています。雑草などが繁茂すると、さまざまな要因で、近隣に住む人に迷惑をかけます。年間を通して適切な管理と維持にご協力をお願いします。

- 雑草による弊害  
・枝葉などの隣接地への越境  
・ごみの不法投棄の誘発  
・道路の見通し遮へいによる交通事故の誘発  
・花粉アレルギー  
・周辺農地などへの種子の飛散  
・害虫の発生  
・防犯や美観上の問題  
・(冬期の)枯れ草火災

お問い合わせ  
環境生活課 環境係  
☎(232)2114

